

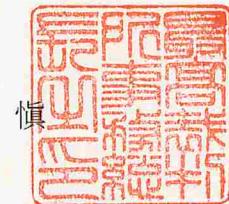
最高裁秘書第2279号

令和2年9月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

被疑者カルロス・ゴーンの身柄拘束及び接見禁止決定に関与している裁判官の氏名が分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月11日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第8号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）